

障害福祉サービス事業所における建築基準法の適用について

名古屋市障害者支援課

○ 建築基準法上の位置づけ

建築基準法は、国民の生命、健康及び財産の保護を目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている法律です。

障害福祉サービス事業を行う建築物については、その多くが建築基準法上では避難要支援者が利用する用途の建築物である「児童福祉施設等」と位置付けて、規制を強化しています。

また、グループホームについては、その多くが「寄宿舍」という用途に該当し、児童福祉施設等と同様に通常より多くの規制があります。

○ 建築基準法による建築確認申請の手続きについて

事業所を新築される場合は建築確認申請が必要ですが、既存の建物などを利用する場合においても、変更部分の床面積の合計が200㎡を超える場合は用途変更の申請が必要になります。

また、床面積の合計が200㎡以下の変更で、申請が不要な場合であっても、建築基準法やその関係規定は遵守する必要があります。

※ 建築基準法の改正により、令和元年6月25日から、用途変更が必要な床面積が100㎡を超える場合から200㎡を超える場合に緩和されました。

○ 既存の建物を利用する場合で用途変更の申請が不要な場合

上記の規制緩和に伴い、今後、確認申請が不要な建物を利用する事業者が増加すると見込まれます。

確認申請の要不要に関らず、適法性の確保が必要であり、適法性のチェックには専門知識が必要です。

よって、専門家である建築士に建物の適法性の確認を依頼するよう所管部局からの要請を踏まえ、**建築基準法上の適合状況を書面（適合状況報告書（参考様式22別紙））をご提出**いただくこととしましたのでご理解ください。

（建築基準法に適合しない建物については指定を受けることはできませんので、建物の譲渡・貸借の契約を締結する前に確認するようお勧めします。）

お知り合いの建築士が身近にいない場合などには、公益社団法人愛知県建築士事務所協会ホームページ (<http://www.aichi-jimkyo.or.jp/>) 内の「事務所検索」にてお探しくください。

【建築士が作成する「適合状況報告書」に関する問合せ先】

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係事業者指定担当(電話:052-972-3965)

【建築基準法の規定に関する相談窓口】（確認申請が不要な用途変更）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築安全推進課既存建築ストックの活用担当(電話:052-972-3962)

※ 確認申請が必要な場合は申請先（民間の指定確認検査機関又は住宅都市局建築指導部建築審査課）にて相談してください。